



平成 25 年 5 月 30 日

各 位

東海エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 大 倉 慎
(コード番号 8071 名証第二部)
問い合わせ先
執行役員 森 田 誠
管理本部 副本部長
TEL (052) 261-3211

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 26 日開催予定の第 58 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- ①当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）について所要の変更を行なうものであります。
- ②将来の業容拡大に備え、当社及び国内子会社、ならびに海外子会社の業務領域と責任者を明確にし、経営体質の充実強化に備えるため、第 20 条（取締役の員数）を 10 名以内から 13 名以内に改めるものであります。
- ③機動性を高め意思決定を早めるため、取締役会の運営を取締役会の決定により柔軟に行うことができるように、第 25 条（取締役会の招集権者及び議長）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 1. つぎの物品の売買、及び輸出入業 イ. 電子応用機械・機器 ロ. 情報関連機器 ハ. 自動制御機器・空調用機器及び工業用計器 (新設) ニ. 銅合金・無酸素銅・プリント配線・基板 ホ. 合成樹脂の成型材料 ヘ. 硝子繊維 (新設) 2. 前各号の機械・機器・材料の開発加工・修理及び 関連する計装工事 3. 前各号に関する一切の業務 (取締役の員数) 第 20 条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	(目的) 第 2 条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 1. つぎの物品の売買、及び輸出入業 イ. 電子応用機械・機器 ロ. 情報関連機器 ハ. 自動制御機器・空調用機器及び工業用計器 ニ. <u>半導体装置及び集積回路、素材その他の関連</u> <u>用品</u> ホ. 銅合金・無酸素銅・プリント配線・基板 ヘ. 合成樹脂の成型材料 ト. 硝子繊維 2. <u>第 1 号に関連するシステム及びソフトウェアの</u> <u>開発・設計、販売並びに輸出入</u> 3. <u>第 1 号に定めた機械・機器・材料の開発加工・修理</u> <u>及び関連する計装工事</u> 4. 前各号に関する一切の業務 (取締役の員数) 第 20 条 当社の取締役は、 <u>13</u> 名以内とする。

現行定款		変更案	
(取締役会の招集権者及び議長)		(取締役会の招集権者及び議長)	
第 25 条	取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	第 25 条	取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会規程に定められた取締役</u> が招集し議長となる。 <u>取締役会規程に定められた取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
2.	<条文省略>	2.	<現行どおり>
3.	<条文省略>	3.	<現行どおり>
		<中略>	
附 則		附 則	
1.	本定款は昭和 30 年 5 月 24 日から実施する。 昭和 32 年 5 月 10 日改訂 (中略) 平成 23 年 10 月 1 日改訂 (新設)	1.	本定款は昭和 30 年 5 月 24 日から実施する。 昭和 32 年 5 月 10 日改訂 (中略) 平成 23 年 10 月 1 日改訂 <u>平成 25 年 6 月 26 日改訂</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 26 日

以上